資料１

前回（令和6年9月13日開催第3回子ども・子育て会議）からの主な変更箇所

■ 計画内の記載について、特別な場合（法令に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合（事業名含む）など）を除いて、平仮名表記の「こども」に変更しています。
■ 第4章 こども・若者、子育て支援に関する施策の展開について、第3回草津市子ども・子育て会議の中間まとめ時点のから、一部の事業について追加、整理・統合を行いました。（下記にて別途説明）
また、各事業の事業内容（概要）の説明文など、庁内各課照会を行い修正意見を反映しました。
■ 第5章「子ども・子育て支援法」法定必須記載事項を追加しました。（別途説明）
■ 第6章 重点的な取組の事業番号を担当課順から、事業番号順に整理しました。また、各目標値を設定しました。
「2 社会生活に困難を有するこども・若者やその家族に寄り添うきめ細かな支援」の目標値について、設定項目を見直しました。（下記にて別途説明）
■ 資料編を現時点の状況にて追加しました。

その他、個別説明は下記に示すとおりです。

変更後

P6

第１章　計画の策定にあたって
　２　計画の基本的な事項
　(3) 計画の位置づけ
　本計画は、「草津市総合計画」を最上位計画とし、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「子ども・若者計画」を一体として策定する計画であり、加えて、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を内包した、こども・子育て・若者支援にかかる総合的な計画として、「草津市地域福祉計画」、「健康くさつ21」を上位計画とし、「草津市教育振興基本計画」や他の関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

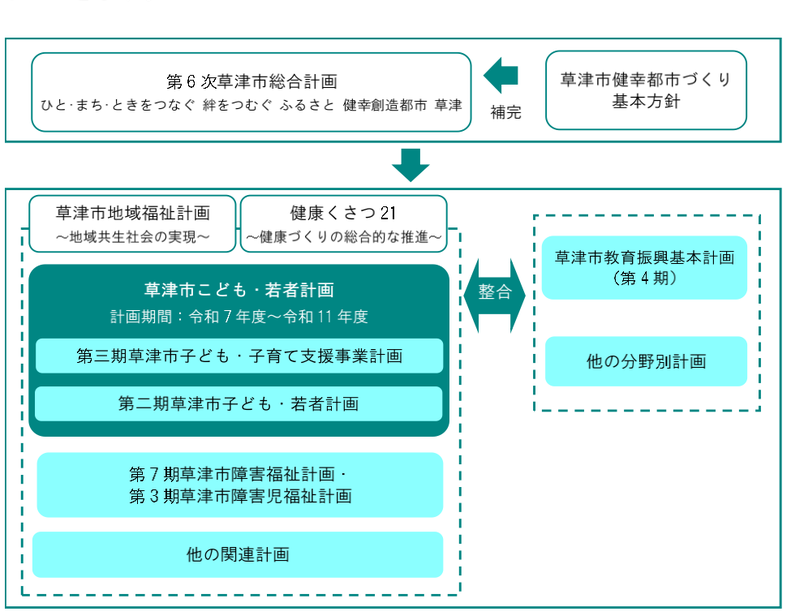

変更前

P6

第１章　計画の策定にあたって
　２　計画の基本的な事項
　(3) 計画の位置づけ
　本計画は、「草津市総合計画」を最上位計画、「草津市地域福祉計画」を上位計画とし、「草津市教育振興基本計画」、その他の福祉計画等の関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。

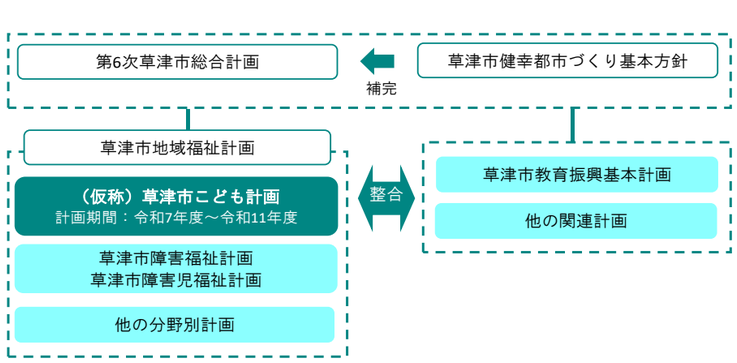

【変更内容】
　計画に関する庁内照会への意見に基づき、健康くさつ２１を体系図に加えるとともに、草津市こども・若者計画が「第三期草津市子ども・若者計画」、「第二期草津市子ども・若者計画」等を一体的に策定するものである旨、本文と体系図に詳細内容を追記しました。

	変更後	変更前
P8	第１章　計画の策定にあたって ２　計画の基本的な事項 （５）本計画における「こども・若者」の定義および「こども」の表記について ・上記の定義を踏まえて、本計画における「こども」の範囲は概ね29歳までの者とし、「若者」は思春期からポスト青年期の者を含む39歳までの者とします。（以下、略） 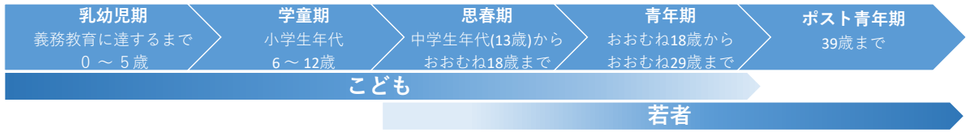	P8 第１章　計画の策定にあたって ２　計画の基本的な事項 （５）本計画における「こども・若者」の定義および「こども」の表記について ・上記の定義を踏まえて、本計画における「こども」の範囲は概ね30歳未満の者とし、「若者」は思春期からポスト青年期の者を含む40歳未満までの者とします。（以下、略） 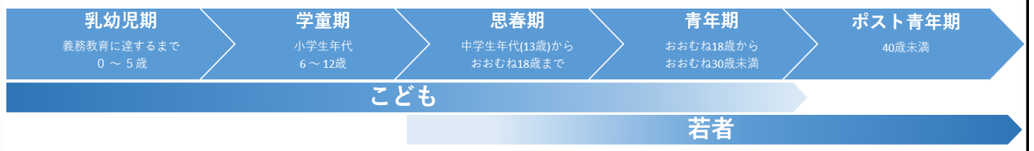
P13	第２章 こども・若者・子育て家庭を取り巻く現状 １　人口の動向 (1) 総人口・年齢人口の推移と推計、40歳未満人口の推移 ■40歳未満人口の年齢階層別人口の推移 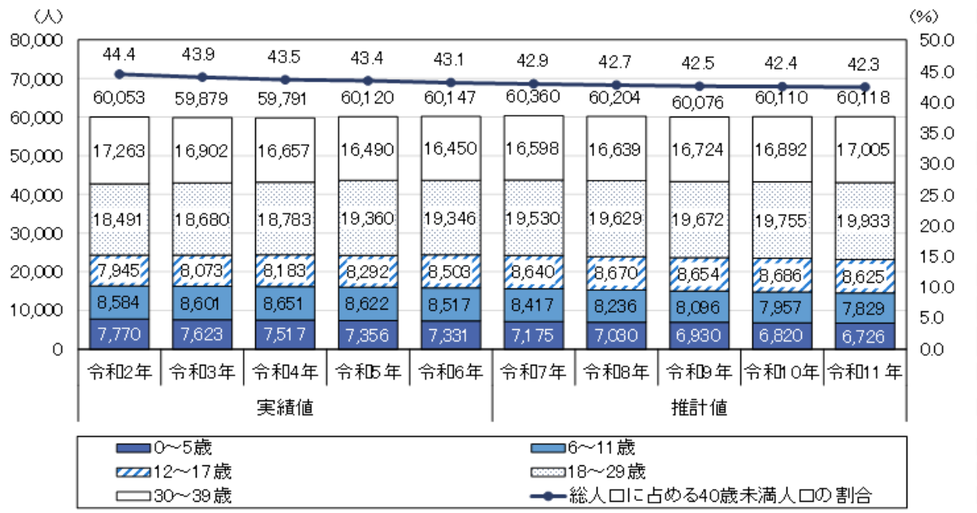	第２章 こども・若者・子育て家庭を取り巻く現状 １　人口の動向 (1) 総人口・年齢人口の推移と推計、40歳未満人口の推移 ■40歳未満人口の年齢階層別人口の推移 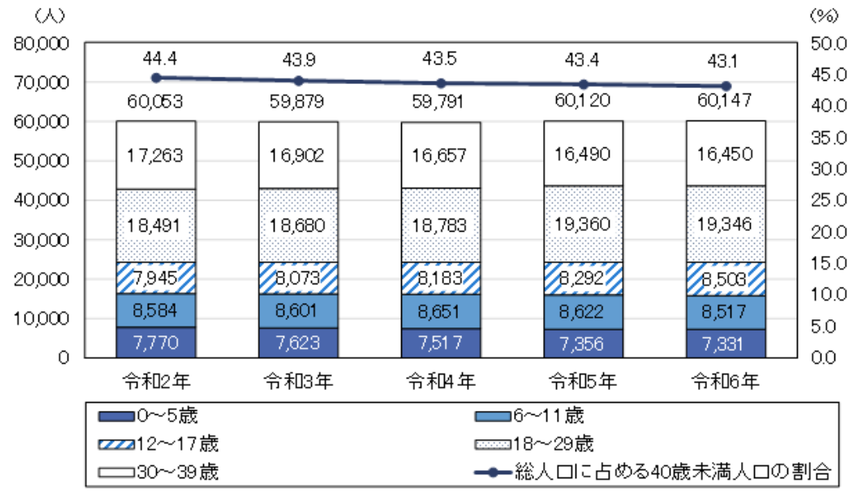

【変更内容】
前回の委員会の御意見を踏まえ、「～未満」の表記を「～まで」に統一しました。

【変更内容】
令和7年度から令和11年度における推計値のグラフを追加しました。

<table>
<tr><th></th><th>変更後</th><th></th><th>変更前</th></tr>
<tr><td>P90</td><td>第3章 計画の基本的な考え方
1 基本理念

基本理念
こども・若者をまんなかに　みんなでつくる　幸せあふれるまち草津

◆こども・若者をまんなかに … こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の理念に沿って、こども・若者をまんなかに据えながら、全てのこども・若者が尊重され、その最善の利益が優先される環境をつくっていきたいとの考えから、こども・若者をまんなかにとしました。
◆みんなでつくる … こども施策を社会全体で推し進めていくため、地域のつながりを強化し、家庭、学校、認定こども園、幼稚園、保育所、企業、市などの多様な主体が連携し、一体となって取組を進めていく考えから、みんなでつくるとしました。
◆幸せあふれるまち草津 … 本市は、「健幸」を「生きがいをもち、健やかで幸せであること」と定義し、「健幸創造都市」の実現を掲げ、取組をすすめていることから、幸せあふれるまち草津としました。

※ こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」
～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～
「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法およびこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。
（令和5年12月22日閣議決定　こども大綱P7から引用）</td><td>P90</td><td>第3章 計画の基本的な考え方
1 基本理念

基本理念
検討中</td></tr>
<tr><td colspan="4">【変更内容】
前回の委員で提言をいただき、市において基本理念を決定いたしました。また、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」について、こども大綱から引用して説明を追記しました。</td></tr>
<tr><td>P93</td><td>■基本理念と「草津っ子」の関係
 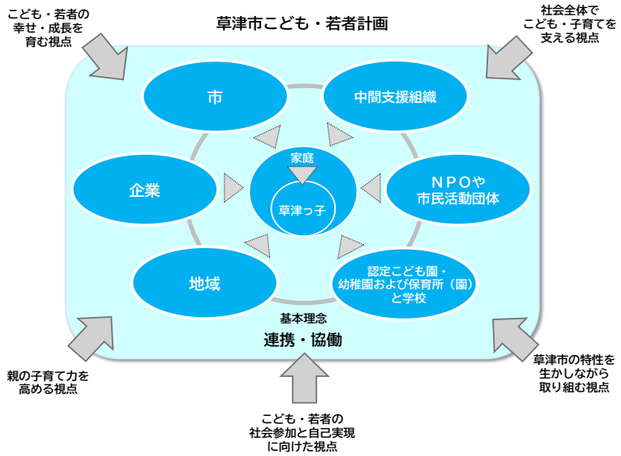
</td><td>P93</td><td>■基本理念と「草津っ子」の関係
 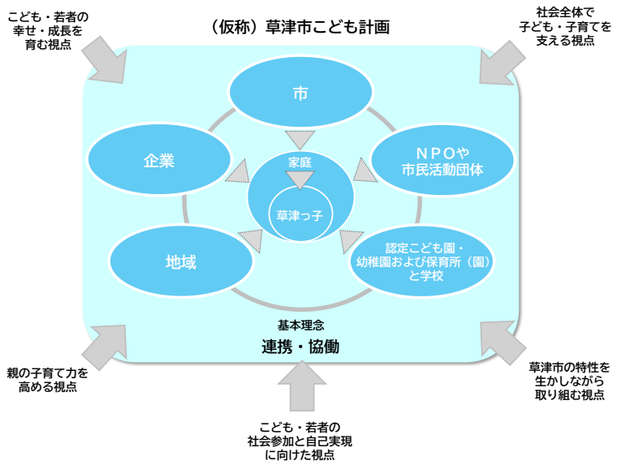
</td></tr>
<tr><td colspan="4">【変更内容】
前回の委員会の御意見を踏まえ、中間支援組織を追加しました。</td></tr>
</table>

変更後

P107

第4章 こども・若者、子育て支援に関する施策の展開

目標2 安心して子育てできる環境づくり
施策3 子育ての経済的負担の軽減

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
60 （新規）	中学校給食の無償化	高校受験の準備など、教育費の負担が増える中学生がいる世帯を対象に給食費を無償化し、子育て世帯への支援の充実を図ります。	学校給食センター

【変更内容】
新たに事業を追加【１事業 増】

P113

第4章 こども・若者、子育て支援に関する施策の展開

目標3 社会全体でこども・若者の権利と安全を守り応援する環境づくり
施策1 こども・若者の人権を守る環境づくり

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
80	なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間の周知	草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問や街頭啓発を行います。	商工観光労政課

【変更内容】
目標3、目標4に重複事業があったため、整理して目標3に位置付け【１事業 減】

P118

目標4 こども・若者の成長のための社会環境づくり
施策1 こども・若者の意見表明の機会や自立と主体的な社会参画の促進

【変更内容】
目標1、施策1 の名称を整理、修正

変更前

P113

第4章 こども・若者、子育て支援に関する施策の展開

目標3 社会全体でこども・若者の権利と安全を守り応援する環境づくり
施策1 こども・若者の人権を守る環境づくり

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
79	なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間の周知	草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問や街頭啓発を行います。	商工観光労政課

P123

目標4 こども・若者の成長のための社会環境づくり
施策3 ワーク・ライフ・バランスと雇用環境の充実

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
135	なくそう就職差別 企業内公正採用・人権啓発推進月間の周知	草津市企業同和教育推進協議会が開催する市内事業所向け各種研修会において、パンフレットや同協議会が発行されている企業啓発誌「しんらい」の配布、企業内公正採用・人権啓発推進月間における事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問や街頭啓発を行います。	商工観光労政課

P118

目標4 こども・若者の成長のための社会環境づくり
施策1 こども・若者の意見表明、主体的な社会参画の促進、自立できる力の育成、
多様な活動の場の充実

変更後

P121

目標4 こども・若者の成長のための社会環境づくり
施策2 確かな学力向上等に向けた取組

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
123	子どもの読書活動推進事業	こどもを対象として、こどもが本に興味を持ち、読書への関心を深められるよう、「おはなしのじかん」の開催等年齢や対象に応じた取組を実施し、こどもの読書活動を推進します。また、一般の方を対象として、家庭教育サポート事業(生涯学習課)へ司書を講師として派遣し、家庭での読書推進や図書館利用の促進に取り組みます。	図書館

【変更内容】
内容の類似した２事業を統合して整理【１事業 減】

P122

目標4 こども・若者の成長のための社会環境づくり
施策2 確かな学力向上等に向けた取組

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
127 （新規） R7 以降	午前５時間制草津プランの導入	小学校に午前 5 時間制を導入し、午前中に集中して効率的に学び、午後の短時間学習により基礎的・基本的な学力の定着を図ります。また短時間学習と 6 コマ目を合わせる長時間学習により体験的、探究的活動の充実を進めます。	学校教育課

【変更内容】
新たに事業を追加【１事業 増】

P175

第6章 重点的な取組
「2 社会生活に困難を有するこども・若者やその家族に寄り添うきめ細かな支援」の目標値の設定項目

● ひとり親家庭の暮らし向きの向上
「暮らし向きについてどう感じていますか。」の問いに「大変苦しい／苦しい」と答えた人の割合

● 子育て短期支援事業の実施（地域子ども・子育て支援事業の確保方策を再掲）
保護者の病気等により家庭での養育が一時的に困難な場合に児童養護施設等でこどもを預かる事業の延べ利用日数

※子育て短期支援事業については、保護者の病気や育児疲れ（不安、不眠など）に対して、心身の安定を図るための一時的な休息期間を確保することを目的としており、いずれの家庭も利用可能であるが、特に、ひとり親には積極的な活用が推奨されている。保護者の心身の安定を図り、児童虐待を未然に防止するため、必要な方への利用促進の観点から目標値として設定しました。

● 発達に支援が必要な方への相談件数
発達面に関する本人・家族への支援や関係機関との連携による切れ目のない相談支援の件数

※発達支援については、早期発見・早期療育と切れ目のない支援体制が必要であることから、その機会となる相談件数の増加を目標値として設定しました。
（家族や本人からだけではなく、各関係機関における専門的な視点から、漏れなく・切れ目ないつなぎがあることによる相談件数）

【変更内容】
前回の委員会の御意見を踏まえ、目標値設定の項目を見直しました。

変更前

P121

目標4 こども・若者の成長のための社会環境づくり
施策2 確かな学力向上等に向けた取組

事業番号	事業名	事業内容（概要）	担当課
122	子どもの読書活動推進事業（子ども対象）	子どもが本に興味を持ち、読書への関心を深められるよう、「おはなしのじかん」の開催等年齢や対象に応じた取組を実施し、子どもの読書活動を推進します。	図書館
123	子どもの読書活動促進事業（一般対象）	家庭教育サポート事業(生涯学習課)へ司書を講師として派遣し、家庭での読書推進や図書館利用の促進に取り組みます。	図書館

P146

第6章 重点的な取組
「2 社会生活に困難を有するこども・若者やその家族に寄り添うきめ細かな支援」の目標値の設定項目

● ひとり親家庭の暮らし向きの向上
「暮らし向きについてどう感じていますか。」の問いに「大変苦しい／苦しい」と答えた人の割合

● 児童虐待防止に関する啓発の推進
街頭啓発・パンフレットの配布・研修会の開催等を行います。

● 児童発達支援
日常生活における基本的な動作および知識技能の習得ならびに集団生活への適応のための支援を行います。

変更後

P188
P189

第7章　計画の推進に向けて

■本計画推進における各主体の役割や責務

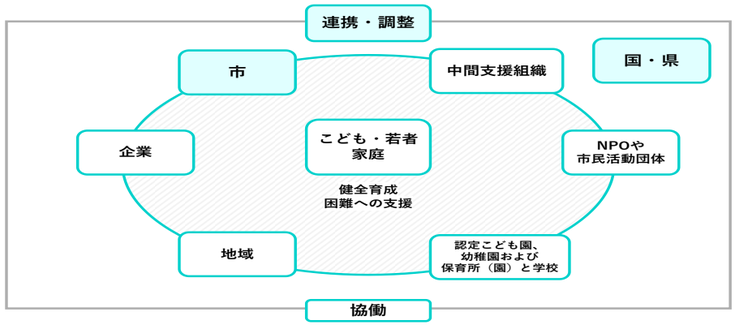

【地域】
地域は、町内会やまちづくり協議会をはじめとして、こどもの健やかな育ちや子育て家庭を見守り、支える場として重要な役割を担っています。児童虐待や交通事故、非行や犯罪の防止等、こどもの人権と命を守るとともに、世代間交流や保護者同士の交流等、こども・若者や子育て家庭が地域で孤立することがないよう、交流の機会づくり等に積極的に取り組まれることが期待されます。

【中間支援組織】
中間支援組織は、草津市協働のまちづくり条例に基づき指定され、まちづくりの活性化のために必要な支援を行うとともに、市民と市民または市民と市の間に立って協働によるまちづくりを推進する組織としての役割を担っています。地域において活動されている団体等との橋渡しによって、こども・若者が様々な体験活動や居場所につながるきっかけや、交流の機会づくり等につながることが期待されます。

以下、変更項目のみ表示

変更前

P159
P160

第7章　計画の推進に向けて

■本計画推進における各主体の役割や責務

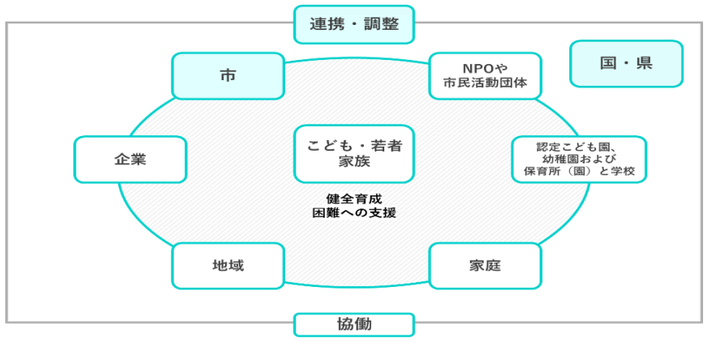

【地域】
地域は、子どもの健やかな育ちや子育て家庭を見守り、支える場として重要な役割を担っています。児童虐待や交通事故、非行や犯罪の防止等、子どもの人権と命を守るとともに、世代間交流や保護者同士の交流等、こども・若者や子育て家庭が地域で孤立することがないよう、交流の機会づくり等に積極的に取り組まれることが期待されます。

【変更内容】
前回の委員会の御意見を踏まえ、【地域】に「町内会やまちづくり協議会をはじめとして、」を追記しました。
また、【中間支援組織】を追記しました。